

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目 次

### 告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ー
  - 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (同) ー
  - 平成二十二年宮城県告示第二百十四号(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出)の取消し (同) ー
  - 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) ー
  - 建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の一部改正 (事業管理課) ー
  - 道路の区域変更 (道路課) ー
  - 都市計画変更の図書の写しの縦覧(三八件) (都市計画課) 二
  - 宮城県美術館特別展「ルートヴィヒ美術館所蔵ピカソと二十世紀美術の巨匠たち」に係る前売観覧料の徴収事務の委託 (教育庁生涯学習課) 九
- 人事委員会
- 人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則 一〇
  - 人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則 一〇

### 告 示

○宮城県告示第三百六十七号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五二〇一〇七〇	事業所の名称及び所在地 バル三居沢 仙台市青葉区荒巻字 三居沢十二、一	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 仙台市	指定年月日 平成二十二年 四月一日
---------------------	--	---------------------------	-------------	-------------------------

○宮城県告示第三百六十八号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。  
平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
〇四一五二〇〇九八一	株式会社チャレンジドジャパン	株式会社チャレンジドジャパン「ひゅーまにあせんだい」 仙台市青葉区本町三丁目五番二十二号 管工事会館六階	株式会社チャレンジドジャパン「ひゅーまにあせんだい」 仙台市青葉区本町三丁目五番二十二号 管工事会館三階	平成二十二年 四月一日

○宮城県告示第三百六十九号  
平成二十二年宮城県告示第二百十四号(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出)を取り消す。  
平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百七十号  
県営川崎東部地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第

八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月十六日から平成二十二年五月十九日まで

三 縦覧場所

川崎町役場

○宮城県告示第三百七十一号

平成十五年宮城県告示第三百二十二号（建設業者の不正行為等に対する監督処分等の基準）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月十六日から施行し、同日以後に不正行為等が行われたものから適用する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号1の(ロ)中「含む。」又は「を」を含む。」に改め、「第二項」の下に「又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。）第三條第六項、第四條第一項、第七條第二項、第八條第一項若しくは第一項若しくは第十條」を加える。

第三号2に次のように加える。

(五) 履行確保法違反

(1) 履行確保法第五条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。当該指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、十五日以上とする。

(2) 履行確保法第三条第一項又は第七條第一項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。当該指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、七日以上とする。

○宮城県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）	
後	前	後	前	後	前	後	前
石巻市雄勝町桑浜字羽坂六四番一地从先から同市同町桑浜字羽坂七三番一地从先まで		六・七 一三・一	六・〇 七・八	五三・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇
石巻市雄勝町立浜字立浜一〇番二地从先から同市同町立浜字立浜一六番一地从先まで		六・四 九・一	五・五 七・六	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇

○宮城県告示第三百七十三号

登米市から迫都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画墓園

2 名称 一号 佐沼墓地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百七十四号

登米市から迫都市計画、登米都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 登米都市計画道路

- 2 名称 三・四・三号 梅ノ木平柳線 三・四・四号 豊里駅前線 三・四・六号 柳津駅前線、三・五・一七号 梅ノ木駒牽線、三・五・二二号 萩洗平柳線、三・五・一三三号 梅ノ木駒牽線、三・五・一七号 新田町線、三・六・二二号 寺池横丁線、七・五・一七号 川原毛館線、七・六・二二号 萩洗線、七・六・三三三号 飯島線、七・六・四四号 川原毛線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百七十五号

登米市から迫都市計画及び豊里都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画土地区画整理事業

- 2 名称 迫町東佐沼土地区画整理事業、迫町南佐沼土地区画整理事業、迫町梅ノ木土地区画整理事業、迫町萩洗土地区画整理事業、中田町加賀野土地区画整理事業、豊里町赤生津土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百七十六号

登米市から迫都市計画及び豊里都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画公園

- 2 名称 二・二・一七号 錦公園、二・二・二二号 中江東公園、二・二・二三三号 中江西公園、二・二・二四四号 中江南公園、二・二・二五五号 南佐沼公園、二・二・二六六号 梅ノ木一七号公園、二・二・二七七号 梅ノ木二七号公園、二・二・二八八号 梅ノ木三三三号公園、二・二・二九九号 梅ノ木四四四号公園、二・二・三〇〇号 萩洗一七号公園、二・二・三一一号 萩洗二七号公園、二・二・三二二号 なかよし公園、二・二・三三三号 仲の松公園、三・三・三三三号 佐沼公園、三・三・三三三号 大東公園、三・三・三三三号 中江中央公園、三・三・三三三号 梅ノ木公園、三・三・三三三号 萩洗公園、三・三・三三三号 かがの公園、四・三・三三三号 鹿ヶ城公園、四・三・三三三号 花の公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百七十七号

登米市から豊里都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画学校

- 2 名称 一七号 豊里中学校

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百七十八号

登米市から迫都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画火葬場

- 2 名称 一七号 登米市斎場

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百七十九号

登米市から迫都市計画、東和都市計画、登米都市計画、豊里都市計画、津山都市計画及び若柳都市

計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画下水道

2 名称 迫川広域公共下水道、登米市特定環境保全公共下水道、川東都市下水道、川西都市下水道

3 種類 栗原都市計画下水道

4 名称 登米市流域関連特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百八十号

栗原市から鷺沢都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 鷺沢都市計画公園

2 名称 二・二・一号 柳沢公園

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百八十一号

栗原市から築館都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画火葬場

2 名称 一号 くりはら斎苑

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百八十二号  
栗原市から築館都市計画及び若柳都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画土地地区画整理事業

2 名称 宮野土地地区画整理事業、若柳町川南地区土地地区画整理事業、新堤下土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百八十三号

栗原市から若柳都市計画及び栗駒都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画公園

2 名称 二・二・一号 川南一号公園、二・二・二号 川南二号公園、二・二・三号 つるが公園、四・四・一号 館山公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百八十四号  
栗原市から鷺沢都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 鷺沢都市計画道路

2 名称 三・五・三号 原佐野線

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百八十五号

栗原市から築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画道路

2 名称 三・四・三号 一迫南線、三・四・四号 桜町線、三・四・五号 川北線、三・四・六号 町浦中田線、三・四・一〇号 我門橋元線、三・四・一一号 新山福岡線、三・五・一五号 駅前大通線、三・五・一六号 小山内沢線、三・五・二〇号 四日町馬場通り線、三・六・二二号 岩ヶ崎駅前線、七・六・一号 若柳駅元町線、七・六・二号 上町下町線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百八十六号

栗原市から築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鷺沢都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画下水道

2 名称 栗原市流域関連公共下水道、栗原市流域関連特定環境保全公共下水道、伊豆野都市下水道

路、古川都市下水道、岩ヶ崎都市下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百八十七号

大崎市から古川都市計画、鹿島台都市計画及び岩出山都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画道路

2 名称 三・四・五号 稲葉福沼線、三・三・六号 福浦福沼線、三・四・八号 駅南大通線、三・四・九号 新幹線東線、三・五・一〇号 大柿線、三・五・一一号 大柿第二線、三・四・一三号 駅前一号線、三・四・一五号 駅前三号線、三・四・一七号 李塚新田線、三・四・一八号 神田線、三・三・一九号 小泉古川線、三・三・二〇号 稲葉小泉線、三・四・二二号 福浦小泉線、三・四・二三号 稲葉塚目線、三・四・二四号 善並田公園線、三・五・三〇号 元鹿島台線、三・五・三一号 長根広長線、三・五・三二号 長根西銭神線、三・四・三四号 岩出山駅前線、三・四・三七号 岩出山中央線、七・六・一号 福沼一号線、七・六・二号 大豆坂地蔵線、八・五・一号 福沼二号線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百八十八号

大崎市から古川都市計画、鹿島台都市計画、岩出山都市計画及び鳴子都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画公園

2 名称 二・二・一号 前田町公園、二・二・二号 上古川公園、二・二・三号 三日町公園、二・二・四号 駅南一号公園、二・二・五号 駅南二号公園、二・二・六号 高谷地公園、

- 二・二・七号 大宮公園、二・二・八号 上戸公園、二・二・九号 浦小路児童公園、二・二・一〇号 東川原町公園、二・二・一一号 車湯児童公園、二・二・一二号 東鳴子公園、三・三・一号 諏訪公園、三・三・二号 前迫公園、三・三・三号 有備館の森公園、四・三・一号 荒雄公園、四・四・二号 城山公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百八十九号

大崎市から鳴子都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 大崎広域都市計画緑地

- 2 名称 三号 鳴子温泉江合川緑地

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百九十号

大崎市から古川都市計画、鹿島台都市計画、岩出山都市計画及び鳴子都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 大崎広域都市計画下水道

- 2 名称 大崎市公共下水道、大崎市流域関連公共下水道、大崎市特定環境保全公共下水道、下川原都市下水道、二ノ構都市下水道、鳴子都市下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百九十一号

大崎市から古川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 大崎広域都市計画汚物処理場

- 2 名称 一号 大崎広域中央校ノ目衛生センター、二号 大崎広域中央師山衛生センター

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百九十二号

大崎市から古川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 大崎広域都市計画ごみ焼却場

- 2 名称 一号 大崎広域中央クリーンセンター

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百九十三号

大崎市から古川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 大崎広域都市計画ごみ処理場

- 2 名称 一号 大崎広域リサイクルセンター

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百九十四号

大崎市から鳴子都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日



<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 大崎広域都市計画火葬場</p> <p>2 名称 一号 大崎広域玉造斎場</p> <p>二 縦覧場所</p> <p>宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第三百九十五号</p> <p>大崎市から古川都市計画、岩出山都市計画及び鳴子都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十二年四月十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 大崎広域都市計画第一種市街地再開発事業</p> <p>2 名称 古川市台町地区第一種市街地再開発事業</p> <p>二 縦覧場所</p> <p>宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第三百九十七号</p> <p>加美町から中新田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十二年四月十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 大崎広域都市計画土地区画整理事業</p> <p>2 名称 古川駅南土地区画整理事業、古川駅前土地区画整理事業、古川市福沼土地区画整理事業、古川駅東土地区画整理事業、岩出山町東川原土地区画整理事業、赤湯土地区画整理事業</p> <p>二 縦覧場所</p> <p>宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第三百九十六号</p> <p>大崎市から古川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十二年四月十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 大崎広域都市計画土地区画整理事業</p> <p>2 名称 加美町公共下水道</p> <p>二 縦覧場所</p> <p>宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第三百九十九号</p> <p>加美町から中新田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十二年四月十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画ごみ焼却場

2 名称 一〇一号 大崎広域西部加美クリーンセンター

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百一号

加美町から中新田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画汚物処理場

2 名称 一〇一号 大崎広域六の国汚泥再生処理センター

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百二号

涌谷町から涌谷都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画道路

2 名称 三・四・三〇三号 中島河原町線、三・四・三〇六号 新町本町線、三・四・三〇七号 上築桜町線、三・五・三〇八号 蔵人沖名上町線、三・四・三〇九号 築道洞ヶ崎線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百三号

涌谷町から涌谷都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画公園

2 名称 二・二・三〇一号 浅貞山公園、三・三・三〇一号 涌谷中央公園、三・三・三〇二号 城山公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百四号

涌谷町から涌谷都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 涌谷町公共下水道、涌谷第一都市下水道、涌谷第二都市下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百五号

涌谷町から涌谷都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画ごみ焼却場

2 名称 三〇一号 大崎広域東部クリーンセンター

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百六号

涌谷町から涌谷都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。



平成二十二年四月十六日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画汚物処理場

2 名称 三〇一号 大崎広域東部衛生センター

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百七号

美里町から小牛田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画道路

2 名称 三・五・二〇六号 西原線、三・六・二〇八号 山の神線 三・四・二二二号 駅東線

三・四・二二二号 駅東不動堂線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百八号

美里町から小牛田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画公園

2 名称 三・三・二〇一号 小牛田公園、三・四・二〇二号 蜂谷森公園、二・二・二〇二号

素山公園、二・二・二〇二号 牛飼公園、二・二・二〇三号 志賀公園、二・二・二〇四号

小牛田駅前公園、二・二・二〇五号 北浦公園、二・二・二〇六号 鶴頭公園、二・二・二〇七号

素山公園、二・二・二〇八号 駅東一号公園、二・二・二〇九号 駅東一

号公園、二・二・二一〇号 駅東三号公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百九号

美里町から小牛田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 美里町流域関連公共下水道、山根堀都市下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百十号

美里町から小牛田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 駅前土地区画整理事業、小牛田町小牛田駅東部土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「ルトヴィヒ美術館所蔵ピカソと二十世紀美術の巨匠たち」に係る前売観覧料の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区日の出町一丁目五番三十三号

株式会社宮城テレビ放送

仙台市泉区八乙女四丁目二番地の二

みやぎ生活協同組合

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

地方職員共済組合宮城県支部

二 委託期間

平成二十二年四月十日から同年五月二十一日まで

人事委員会

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月十六日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十五・二十六

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号中「及び休日」の下に「並びに職員勤務時間条例第十条の四第一項又は学校職員勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について職員勤務時間条例第十条の四第一項又は学校職員勤務時間条例第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月十六日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十三・五十二

人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第三の大学卒の欄第六号中②を削り、③を②とし、④を③とし、⑤を④とする。  
別表第六の子の表備考第三項中「第21附第3号」を「第21附第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。